

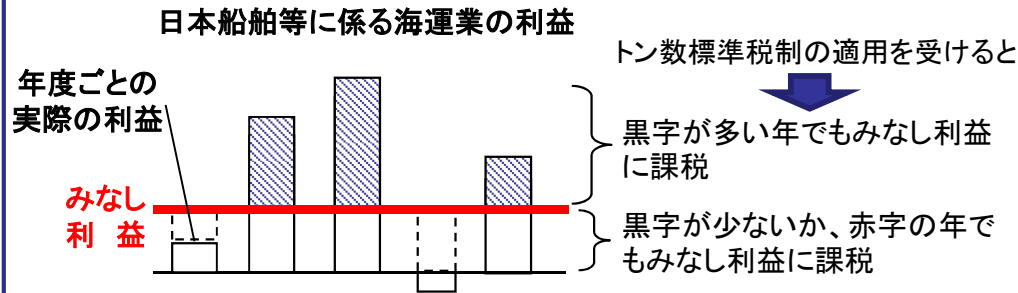
平成26年度日本船舶・船員確保計画の実施状況について

1. 外航海運
 - (1) トン数標準税制の概要
 - (2) 関係条文等
 - (3) 外航日本船舶及び外航日本人船員の確保状況
2. 内航海運
 - (1) 内航船員の現状と船員確保のための取組
 - (2) 内航船員の確保状況

1-(1) トン数標準税制の概要

トン数標準税制（平成21年度適用開始）の概要

- 外航船舶運航事業者が、「日本船舶・船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、日本船舶等に係る利益について、みなし利益課税の選択が可能。



- 利益の変動が激しい外航船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、船舶投資(※)を安定的・計画的に行うことが可能。

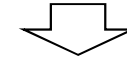
※一隻当たり数十億円から数百億円

- 平成25年度から、日本船舶に加えて準日本船舶も対象に追加

我が国経済活動を支える国際海上輸送の安定化を通じて、経済安全保障を確立。

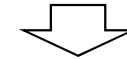
日本船舶・船員確保計画の認定制度の概要

日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針
(平成25年国土交通省告示第326号)



日本船舶・船員確保計画の作成（船舶運航事業者等）

日本船舶を9年間で3.2倍に増加、日本船舶1隻当たり4名の日本人船員を確保等



日本船舶・船員確保計画の認定（国土交通大臣）

準日本船舶制度の概要

認定要件

1. 外航船社と海外子会社との間において、国土交通大臣による航海命令が発せられた場合に、当該海外子会社が当該船社に船舶を譲渡することを内容とする契約を締結しており、これが確実に履行可能であると認められること。
2. その他航海命令による航海に確実かつ速やかに従事させるため必要となる一定の要件を満たすこと

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の特例

準日本船舶のトン数の測度は認定時にあらかじめ行うこととし、外航船社が、準日本船舶を海外子会社から譲り受ける場合については、船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律に基づくトン数の測度を行ったものとみなす。

→ 日本籍へ変更するための手続を迅速化

1-(2) 関係条文等

○海上運送法（昭和二十四年六月一日法律第百八十七号）（抄）

（日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表）

第四十五条の二 国土交通大臣は、毎年度、日本船舶（対外船舶運航事業の用に供されるものに限る。）及び準日本船舶の確保に関するものとして国土交通省令で定める事項を公表するものとする。

○海上運送法施行規則（昭和二十四年八月三十一日運輸省令第四十九号）（抄）

（日本船舶及び準日本船舶の確保に関する事項の公表）

第四十六条 法第四十五条の二の国土交通省令で定める事項は、日本船舶（対外船舶運航事業の用に供されるものに限る。）及び準日本船舶のそれぞれの隻数とする。

○日本船舶及び船員の確保に関する基本方針

（平成二十五年三月二十六日国土交通省告示第三百二十六号）（抄）

6. 日本船舶及び船員の確保に関する施策の評価の実施

安定的な海上輸送を継続的に確保していくためには、国際的な競争条件の均衡化を図ることに加え、日本船舶及び船員の確保を図ることが重要であることに鑑み、2.に掲げる諸施策の効果を検証するとともに、今後も諸外国の動向等を踏まえ、我が国における施策の充実・強化の是非を不断に検討する必要がある。

このため、毎年度、施策の実施状況について交通政策審議会海事分科会に報告することとする。また、日本船舶及び船員の確保の施策の効果について適当な時期において評価することとし、必要があると認めるときは、今般の新たな制度的枠組みについて検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

1-(3) 外航日本船舶及び外航日本人船員の確保状況

日本船舶・船員確保計画の認定状況

- 平成27年3月時点における対外船舶運航事業者である認定事業者は計8社：旭海運、飯野海運、NSユナイテッド海運、川崎汽船、JXオーシャン、商船三井、第一中央汽船及び日本郵船

<認定事業者の変遷>

平成21年3月に10社、平成22年2月に1社それぞれ認定。

平成22年10月：認定事業者同士の合併【新和海運／日鉄海運→NSユナイテッド海運】

平成24年4月：日正汽船（認定事業者）が雄洋海運と合併し商号をJX日鉱日石 SHIPPING に変更

平成25年4月：三光汽船が認定取消

平成26年2月：JX日鉱日石タンカーを認定

平成26年4月：認定事業者同士の合併【JX日鉱日石タンカー／JX日鉱日石 SHIPPING → JXオーシャン】

※旭タンカーは現行計画に不参画

日本船舶・船員確保計画のこれまでの実績

項目	旧計画開始時	旧計画(平成21年度～平成25年度)					現行計画	
		第1期実績 (平成21年度)	第2期実績 (平成22年度)	第3期実績 (平成23年度)	第4期実績 (平成24年度)	第5期実績 (平成25年度)	第1期実績 (平成26年度)	増減 (旧計画開始時 →拡充計画 第1期実績)
外航日本船舶 の確保計画の実績	77.4隻	95.4隻	118.9隻	131.8隻	143.0隻	167.0隻	181.6隻	104.2隻
準日本船舶 の確保計画の実績	—	—	—	—	—	27隻	40隻	—
日本船舶等の合計	—	—	—	—	—	194隻	221.5隻	—
外航日本人船員 の確保計画の実績	1,072人	1,103人	1,112人	1,153人	1,194人	1,134人	1,132人	60人
日本人海技士 の確保計画の実績	—	—	—	—	—	54人	80人	—
日本人船員等の合計	—	—	—	—	—	1,188人	1,212人	—

※第5期実績における準日本船舶・日本人海技士の数値は、旭タンカー及びJX日鉱日石 SHIPPING を除く7社の合計値。

※現行計画の最後の第4期（平成29年度）における外航日本船舶の確保計画隻数は248.2隻。

2-(1) 内航船員の現状と船員確保のための取組

海上運送法の一部改正(平成20年)

- 日本船舶の確保・船員の育成及び確保に関する基本方針(国土交通大臣)
 - ・5年後、10年後にこれらの船員不足が生ずることのないよう内航船員の育成及び確保を図ることを目標とする。
- 日本船舶・船員確保計画の作成(内航海運事業者)
- 日本船舶・船員確保計画の認定(国土交通大臣)
 - [主な認定要件]
 - ・船員としての経験がない者、船員教育機関を卒業した者以外の者等について、採用及び訓練を行う計画であること。
 - ・訓練については、採用する者に応じて、資格取得のための訓練その他の必要な訓練を計画的に実施するものであること。

船員計画雇用促進等事業

◆海上運送法に基づく日本船舶・船員確保計画(計画期間5年に限る)に従って、船員を計画的に雇用する内航海運事業者に、次の助成金を支給

船員計画雇用促進助成金

H28年度予算案

船員教育機関、水産高校専攻科及び水産大学校卒業生
 : 4万円 × 最大3月 = 12万円 / 1人
 その他
 : 8万円 × 最大6月 = 48万円 / 1人
 ※35歳未満の運航要員に限る

見直し

現行

船員教育機関卒業生 : 4万円 × 最大6月 = 24万円 / 1人
 その他 : 6万円 × 最大6月 = 36万円 / 1人
 ※30歳未満に限る

一般教育機関等出身者の就業拡大、運航要員の確保に重点化

- ・支給対象を運航要員に限定(事務部員、司厨員は対象外)
- ・助成額を一般教育機関等出身者に重点化
- ・支給対象年齢を35歳未満に引き上げ

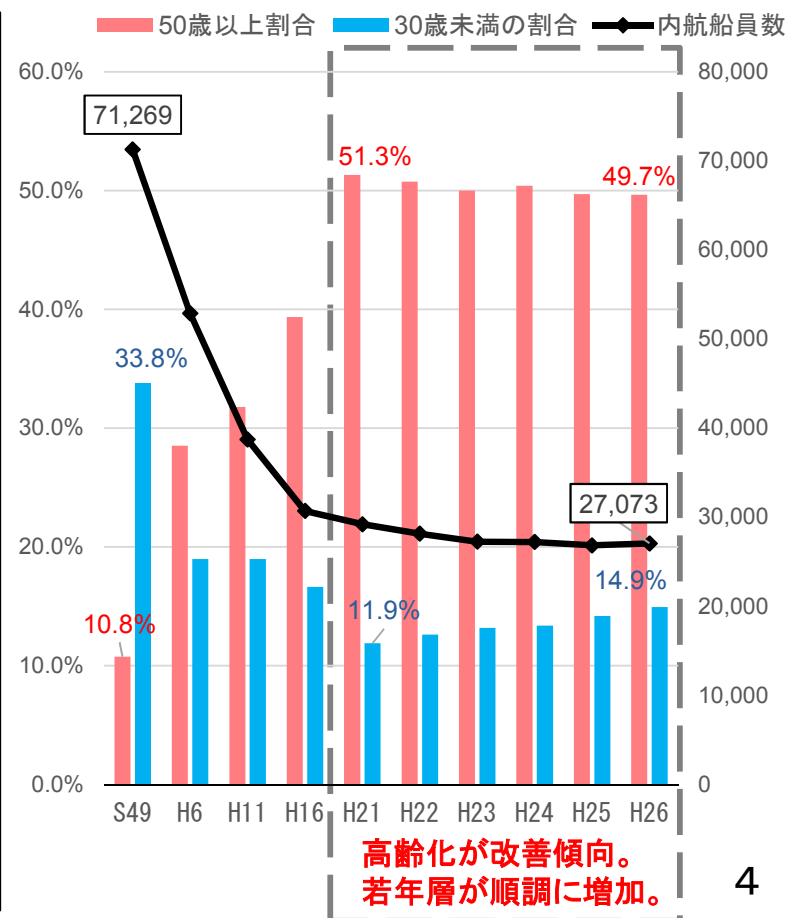
◆グループ化(※)を実施した内航海運事業者には、併せて次の助成金を支給

新規船員資格取得促進助成金

新人船員に必要な資格の取得費用の1/2を助成(上限15万円/1人)

※管理船舶3隻以上又は雇用船員20人以上の事業者

内航船員の現状(平成26年10月現在) (人)



日本船舶・船員確保計画の認定事業者数（内航）の推移

○ 平成20年3月に113社を認定。平成27年4月1日現在の認定事業者（内航）は197社。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認定事業者(内航)	113社	182社	190社	171社	177社	180社	177社	197社

日本船舶・船員確保計画に基づく船員未経験者の採用状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
船員教育機関 卒業生	167人 ※	171人	155人	150人	240人	252人	258人	1,393人
船員教育機関 卒業生以外	207人	196人	159人	147人	185人	245人	304人	1,443人
合計 <うち女性>	374人 <15人>	367人 <5人>	314人 <12人>	297人 <24人>	425人 <14人>	497人 <39人>	562人 <36人>	2,836人 <145人>

※ 船員教育機関卒業生とは、商船に係る教育機関の修了者をいう。